

総務文教常任委員会資料

平成30年2月13日
協働部秘書広報課

目 次

1. 加東市有線テレビ施設撤去工事の進捗状況について 1 ページ

(平成30年1月末現在の進捗状況)

引込撤去工事	(地 域)	社 地域	滝野地域	東条地域
(対象件数)		4,231件	2,724件	2,350件
(進捗率)		73%	83%	78%

9,305件

2. 引込線撤去工事及び宅内残置端末機器類の回収について

(1) 工事着手までの手順

- ① 区長様、自治会長様へ電話もしくは直接訪問での説明
 - ・地区内に工事着手する旨の説明
 - ・着手予定日(希望日)の報告
 - ・地区内回覧板の要不要の確認
 ※区長様、自治会長様宅の工事調整も行う
- ② (回覧板が必要な場合)回覧板の回付
- ③ 区長様、自治会長様と調整した日程で地区内を順次着手
各個人宅へ電話もしくは直接訪問での説明
- ④ 個々に日程調整した日時に撤去工事を行う

(2) 撤去の範囲

- ・ 屋外部については、引込線及びフックなどの金具類・保安器(東条地域はONU)
- ・ 屋内の回収品は、残っているSTB・リモコン・告知放送機・モデム・ONU電源部(東条地域)
- ・ 宅内の同軸ケーブルは、加入者の管理・所有物となりますので、配線の余剰分などのご希望があれば、必要最小限の作業となります。

撤去・回収するもの

(伝送路:屋外撤去工事)



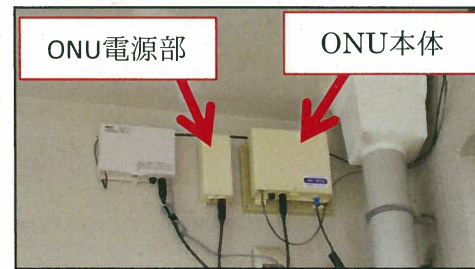
(引込線:屋外撤去工事)



(保安器:屋外撤去工事)



(ONU:屋外撤去工事)



※ONU電源部は室内の場合もあります。

(宅内設置機器類:回収品)※旧KCV加入者のお宅に残っている可能性があるもの



3. 弁償金の取り扱いについて

(平成29年3月31日までの改正前条例)

加東市ケーブルテレビ施設条例

第9条(端末機の貸与)

市長は、第7条の規定により契約が成立したときは、当該業務を提供する場所の住所地の地域区分に応じ、別表第3に定める端末機を加入者に貸与する。

第10条(端末機の管理)

(2)故意又は過失によって、端末機を滅失し、又は損傷した場合は、原形復旧に要する費用を負担しなければならない。

平成29年4月1日以降の加東市ケーブルテレビ施設条例には端末の貸与が無いため、その管理規定がなく、弁償金の徴収は行っていません。